

(一年間保管願います)

第 22 回森の里二丁目自治会総会

【 平成 20 年度 】

# 議 案 書

日 時 : 平成 20 年 4 月 6 日 (日) 午後 13 時 30 分より

場 所 : 森 の 里 公 民 館

森 の 里 二 丁 目 自 治 会

氏名 [ ]



# 総 会 次 第

1. 開会の辞
2. 議長および書記の選出
3. 議案審議
  - (1) 第 1 号議案 平成 19 年度事業報告
  - (2) 第 2 号議案 平成 19 年度収支決算報告および会計監査報告
  - (3) 第 3 号議案 平成 20 年度（第 22 期）役員の承認について
  - (4) 第 4 号議案 平成 20 年度（第 22 期）事業計画および予算案について
4. その他報告・討議
5. 閉会の辞

## 【添付資料】

1. 森の里二丁目自治会規約
2. 森の里二丁目自治会館使用要綱
3. 平成 20 年度（第 22 期）二丁目班長名簿（ブロック別・専門部別）
4. 森の里二丁目建築協定へのご理解を
  - (1) 森の里二丁目建築協定書
  - (2) 森の里二丁目建築協定運営委員会規則
  - (3) 森の里二丁目地区まちづくり協定書
  - (4) 森の里二丁目地区まちづくり協定運営委員会規則
5. 「森の里自治会連絡会」および「森の里まつり世話人会」規約（抜粋）
6. 森の里二丁目自治会関係団体役員名簿
7. 森の里二丁目自治会窓口案内 ーこんな時は？ー
8. 森の里二丁目自治会地図
9. 森の里二丁目建築協定区域図
10. 森の里二丁目会長・副会長の役割分担
11. 平成 20 年度（第 22 期）訃報連絡ルート
12. 厚木市立森の里小学校避難所運営委員会要綱
13. 森の里地区安心・安全なまち会議規程
14. 森の里二丁目団体活動補助金支出要綱

## (第1号議案)

# 平成19年度(第21期)事業報告

## 概況

### 1. 19年度自治会活動の開始

平成19年4月に、森の里公民館において、第21回総会が開催され、関係議案が可決されたことを受けて、自治会活動がはじまりました。

### 2. 自治会運営

自治会の会議は、役員会と役員・班長会議からなり、役員会は17回、役員班長会議は8回、開催しました。

これらの会議の中で、二丁目における各種の行事及び森の里全体の行事等の企画・立案を行うと共に、個々の諸問題についても取り上げて検討しました。

### 3. 行事

森の里地区の恒例行事として、「5月：鯉のぼり祭り」、「5月：球技大会」、「8月：夏祭り」、「9月：防災訓練」、「10月：森の里地区大運動会」、および「12月：クリスマス祭り」、さらに二丁目の行事として「1月：餅つき大会」を行いました。それぞれの行事とも多数の参加者があり、会員相互の親睦を図ることができました。

福利厚生関係では、「日本赤十字社資募集」、「社会福祉協賛金」および「赤い羽根共同募金」の募金活動を行い、多くの募金を集めることができました。

環境衛生活動においては、6月と12月に地区・定期美化清掃を行い、また、ごみ減量・資源化推進委員会に参加し活動しました。

交通防災防犯活動としては、9月に森の里地区の防災訓練を行いました。今年度も一丁目、二丁目の合同・防災訓練(H19年度二丁目担当)を森の里小学校で実施し、消火、炊き出しなどの体験、訓練を行いました。

防犯活動としては、6月、厚木市に2丁目内の防犯灯の新設と照度アップ各1ヶ所を申請し、9月、申請通りに実施されました。H20年1月、森の里自治連活動の一環として、厚木市長と共に森の里地区を視察し、防犯灯新設希望個所の申請をしました。また、今年度も防犯に関する講習を受け、自治会員によるボランティアの協力を得て防犯パトロールを実施しました。

そのほか、今期の自治会活動の特記事項として次の4点を挙げることができます。

1. 厚木市からの補助金を受け、平成18年度計画された自治会館のバリアフリー化改装工事の実施(玄関周辺外回り、玄関内、トイレ、および会議室出入口)
2. 自治会館及びプレハブ倉庫内に保管している備品の整理、補充、および修繕
3. 路上駐車警告板の見直し(文字消色の対応と警告文の修整)
4. 効率よい活動を行うための、副会長、部長、班員の人数の見直し

次の人数に変更し、H20年度から実施します。副会長2→3人(専任1人、他2人は文化、交通防犯防災の部長が兼務)、文化部長3→4人。班員：交通防犯防災0→4人、福利厚生0→2人、体育7→8人、環境衛生10→3人)

会員の皆様のご協力により、各行事を無事に終了することができました。御礼申し上げます。今後の自治会活動におきましても一層のご協力をお願い致します。

尚、各種活動の詳細は表1、表2に記載されている「役員会議等の実施状況報告」「専門部別活動報告」をごらん下さい。

**表1 役員会議等の実施状況報告書**

会議名称 (実施月日)	主要議題とその検討内容等
役員・班長会議 (4/15)	① 本年度の予定、年間会議日程について (総務) ② 5/3 鯉のぼりまつりの実施計画・役割分担について (文化) ③ 5/13 球技大会準備 (体育) ④ 防犯パトロールについて (交通防犯防災)
役員・班長会議 (4/22)	① 鯉のぼり祭り準備 (文化) ② 球技大会準備 (体育)
役員会議 (5/6)	① 6/10 森の里定期清掃要綱 (環境衛生) ② 森の里地区球技大会準備 (体育) ③ 自治会費徴収準備 (会計) ④ 交通防犯活動 (パトロール、駐車警告板) (交通防犯防災) ⑤ 自治会館のバリアフリー化工事経緯説明 (顧問) ⑥ 森の里自治連報告 (副会長)
役員・班長会議 (5/27)	① 防犯カード作成、森の里安心・安全町会議 (交通防犯防災) ② 8/18 森の里夏祭り準備 (文化) ③ 自治会館のバリアフリー化工事内容・期間 (総務) ④ 森の里地区球技大会結果報告 (体育)
役員会議 (7/1)	① 8/18 森の里夏祭り準備 (文化) ② 9/2 自主防災総合訓練準備 (2丁目主担当) (交通防犯防災) ③ 自治会館のバリアフリー化工事状況 (総務) ④ 自治会費徴収報告 (会計) ⑤ 日赤社資、社協募金報告 (福利厚生) ⑥ 森の里定期清掃報告 (環境衛生) ⑦ 森の里自治連 (建築協定、森友会活動) (副会長)
役員会議 (臨時) (7/22)	① 森の里夏祭り準備 (文化) ② 自主防災総合訓練準備、消火器薬剤詰替 (交通防犯防災) ③ 建築協定問い合わせに関して (環境衛生) ④ 市への道路補修希望申請 (環境衛生)
役員・班長会議 (7/29)	① 森の里夏祭り準備 (文化) ② 自主防災総合訓練準備 (交通防犯防災) ③ 新生児祝い金申請手順 (総務) ④ 7/29 ミニサービス「おしゃべり喫茶」報告 (福利厚生) ⑤ 森の里自治連報告 (副会長)
役員・班長会議 (8/26)	① 自主防災総合訓練準備 (交通防犯防災) ② 10/7 森の里地区運動会準備 (体育) ③ 森の里夏祭り報告 (文化) ④ 2丁目パトロール、民間交通監視所ボランティア (交通防犯防災) ⑤ 森の里自治連報告 (避難所運営委員会) (副会長)

会議名称 (実施月日)	主要議題とその検討内容等
役員会議(臨時) (9/16)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自主防災総合訓練準備(交通防犯防災)</li> <li>② 森の里地区運動会準備(体育)</li> <li>③ 自治会館のバリアフリー化追加工事内容(総務)</li> </ul>
役員・班長会議 (9/23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 森の里地区大運動会準備(体育)</li> <li>② 自治会費徴収について(会計)</li> <li>③ 赤い羽根共同募金依頼(福利厚生)</li> <li>④ 自主防災総合訓練報告(交通防犯防災)</li> </ul>
役員会議 (10/28)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 12/9 森の里定期清掃、自治会館清掃要綱(環境衛生)</li> <li>② 森の里自治連報告(副会長)</li> <li>③ H20 年度新役員、新班長選出準備(総務)</li> <li>④ 餅つき大会開催日変更 1/13 提案(文化)</li> <li>⑤ 森の里地区大運動会結果報告(体育)</li> <li>⑥ 自治会館のバリアフリー化追加工事完了(総務)</li> </ul>
役員・班長会議 (12/2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 森の里定期清掃、自治会館清掃準備(環境衛生)</li> <li>② クリスマス祭り準備(文化部長)</li> <li>③ 1/13 新年餅つき大会準備(文化部長)</li> <li>④ 森の里安心・安全町会議報告(交通防犯防災)</li> <li>⑤ 森の里自治連報告(副会長)</li> <li>⑥ H20 年度役員、班長候補の確認、会員名簿確認依頼(総務)</li> </ul>
役員・新役員会議 (1/6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① H20 総会に向けての議案資料作成依頼(総務)</li> <li>② 新年餅つき大会準備(文化)</li> <li>③ 森の里定期清掃報告、ゴミ回収の件(環境衛生)</li> <li>④ クリスマス祭り報告(文化)</li> <li>④ H20 年度役員への役割説明と分担決定(総務)</li> </ul>
役員・新班長会議 (2/3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成 20 年度議案書素案検討(役員全員)</li> <li>② 5 丁目自治会アンケート結果と今後の自治連対応活動案の紹介</li> <li>③ 新班長の役割決定(総務)</li> </ul>
役員・新役員会議 (2/24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成 20 年度議案書原案審議・承認</li> </ul>
役員・新役員会議 (3/9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 総会の運営事項確認</li> <li>② 新・旧役員の引継ぎ(役員全員)</li> </ul>
役員・新役員会議 (臨時) (3/30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 総会準備</li> </ul>

表 2 専門部別活動報告

部 名	実施時期	活 動 内 容
総 務	4月～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○役員会議、役員・班長合同会議等の会合案内および議事録の作成・保管、会議の運営</li> <li>○二丁目自治会館の管理・運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用申込の受付、鍵の受渡し等</li> <li>・自治会館の備品、消耗品の購入・保管等</li> </ul> </li> <li>○自治会会員の転出・転入の管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会会員の名簿の作成</li> <li>・転入者の新規加入依頼・入会手続</li> </ul> </li> <li>○自治会関係の書類整備・保管</li> <li>○総会議案書の作成及び総会の運営</li> <li>○新生児祝い金窓口</li> </ul>
広 報	毎月又は随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会連絡文書、案内文書および各種情報の回覧 <ul style="list-style-type: none"> <li>・配布（計 50 回程度）</li> <li>・役員班長会議開催案内および議事録</li> <li>・各種イベント開催案内</li> <li>・防犯関係情報、シルバー人材関連情報、訃報回覧</li> <li>・子供会行事案内</li> </ul> </li> <li>○市、その他公的機関の広報活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、公民館便り；2回／月</li> <li>・その他（児童館便り、リサイクルハートなど）</li> </ul> </li> <li>○2丁目建築協定運営委員会への出席</li> <li>○防災訓練での情報班活動</li> <li>○各種イベントのサポート（夏祭り、クリスマス祭り、餅つき大会）</li> </ul>
環境衛生	6/10、12/9 7/9 9/2 4月～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森の里地区 定期美化清掃の実施</li> <li>○ごみ減量、資源化推進委員会参加</li> <li>○防災訓練、食材物資班担当</li> <li>○その他各種イベントのサポート</li> </ul>
	4月～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森の里建築協定加入推進と啓蒙活動</li> <li>○森の里建築協定に基づく審査</li> <li>○二丁目建築協定運営委員会/二丁目まちづくり協定運営委員会開催</li> <li>○ゴミ出しのマナーの啓蒙</li> <li>○環境衛生に関する回覧の作成</li> </ul>

<p>福利厚生</p>	<p>5月 7月 10月  7/29、1/30 11/20</p>	<p>○各種募金活動に協力 ・各自治会員への協力依頼と案内 ・班長による募金活動 ・募金の納付と各戸への結果報告等 ①「日本赤十字社資募集」への協力 ・募金結果：107,400円 ②「厚木市社会福祉協議会賛助金」への協力 ・募金結果：161,550円 ③「赤い羽根共同募金」への協力 ・募金結果：104,200円 ○森の里地域福祉推進委員会との共同事業 2丁目ミニデイサービス実施 ・おしゃべり喫茶 ・みかん狩り</p>
<p>文化</p>	<p>4月～5/5  6/3～8/19  11月～12/29  1月～1/13 4月～3月</p>	<p>○「森の里鯉のぼり祭り(5/3～5/5)」 ・開会式準備・鯉のぼり掲揚・会場やぐら組立と撤去 ○「森の里夏祭り(8/18)」 ・実行委員会(全5回)・渉外、模擬店・二丁目休憩所設営・子供会神輿の制作と運営支援 ○「森の里クリスマス祭り(12/15)」 ・やぐら、リュミネーションの設営と撤去・会場準備と警備・模擬店出店 ○「新年餅つき大会(1/13)」準備と当日活動 ○森の里公民館文化振興会 「ガーデニング教室」「篆刻教室」「ふくろうの森コンサート」「歴史街道探訪」「公民館祭り」「昔の伝承」「フリージアコンサート」「椎茸作り」</p>
<p>体育</p>	<p>5/13  8/19 9/2 10/7  12/15 1/13 4月～3月</p>	<p>○「春季健康祭り・森の里地区球技大会」への参加(参加者 57名) ・ソフトボールBチーム 優勝 ・卓球 準優勝 ・ターゲットハートゴルフ 団体優勝、個人優勝/準優勝 ○「森の里地区夏祭り」運営サポート ○「森の里自主防災総合訓練」運営サポート ○「体育振興会主催・森の里地区秋季大運動会」への参加(参加者 140名) ・準優勝 ○「森の里クリスマス祭り」運営サポート ○二丁目自治会「新年餅つき大会」運営サポート ○森の里体育振興会への協力</p>

交通防犯防災	5月 9月、12月	○交通安全活動 ・違法駐車クレーム対応（ステッカー作成） ・民間交通安全監視所設置事業協力
	5月 5月 5月、11月 6月 7月 8月	○防犯活動 ・防犯パトロールの募集 ・防犯協会総会出席 ・安心、安全町づくり会議と研修会出席 ・防犯灯設置と照度アップ申請、9月実施済み ・ウォーキングパトロール、わんわんパトロール募集 ・不審者関連広報物発行
	11/17 12/16 2月 4月～3月 4月～3月	・防犯モデル地区決起集会参加 ・民間防犯監視所設置事業協力 ・路上駐車警告板の修整・配布 ・防犯灯水銀灯交換手配 ・防犯パトロール実施
	8/5 8/5 9/2	○防災活動 ・防災総合訓練に伴う指導者育成講習会参加 ・避難所運営委員会出席 ・森の里1・2丁目合同総合防災訓練実施（司会及び機器操作訓練担当）
	8月～9月 1/19	・消火器薬剤詰替え、新規購入斡旋 ・市民防災研修会参加

## (第2号議案)

平成19年度森の里二丁目自治会  
収支決算書及び会計監査報告書

平成20年3月1日

## 一般会計

## 収入の部

(単位:円)

勘定科目	予算額(A)	決算額(B)	増減(B-A)	備考
繰越金	1,165,276	1,096,516	-68,760	
会費、入会金	1,630,000	1,636,200	6,200	
会費	1,620,000	1,624,200	4,200	
入会金	10,000	12,000	2,000	
交付金収入	1,200,000	1,138,941	-61,059	
自主防災・防犯交付金	180,000	137,920	-42,080	
防犯灯維持管理交付金	70,000	78,400	8,400	
広報紙等配布手数料	150,000	142,896	-7,104	
年末美化清掃奨励金	10,000	10,000	0	
資源回収協力金	550,000	530,125	-19,875	
自治会活動交付金	240,000	239,600	-400	
雑収入	45,000	213,936	168,936	
普通預金利息	200	4,142	3,942	
定期預金利息	800	3,882	3,082	
電話代	1,000	50	-950	
会館使用料、コピー代	10,000	10,400	400	
クリスマス祭り売上金	10,000	50,164	40,164	まぜご飯、チョコバナナ、鳥スペアリブ
その他	24,546	145,298	120,752	消火器詰替え個人負担、NTT電柱使用代他
収入合計	4,040,276	4,085,593	45,317	

## 支出の部

(単位:円)

勘定科目	予算額(A)	決算額(B)	増減(B-A)	備考
運営費	450,000	340,102	-109,898	
議案書、自治会名簿作成費	130,000	100,170	-29,830	印刷代(振り込手数料込)
複写機維持費	300,000	221,514	-78,486	リース代、メンテナンス
事務用品費	20,000	18,418	-1,582	文具、用紙代
事業費	1,852,000	1,111,938	-740,062	
総務部	230,000	114,526	-115,474	
香典・見舞い	70,000	40,000	-30,000	
祝儀	10,000	19,392	9,392	
会議費	150,000	53,034	-96,966	飲物、弁当代
その他		2,100	2,100	会費返還
広報部	2,000	0	-2,000	
環境衛生部	10,000	0	-10,000	
福利厚生部	50,000	54,921	4,921	高齢者懇談会
文化部	820,000	510,807	-309,193	
夏祭り費用	500,000	314,777	-185,223	花火、子供会協力費含む
クリスマス祭り費用	70,000	50,164	-19,836	まぜご飯、チョコバナナ、鳥スベアブリ
餅つき大会費用	200,000	145,866	-54,134	
その他	50,000	0	-50,000	
体育部	240,000	229,809	-10,191	
球技大会費用	90,000	76,333	-13,667	
大運動会・体育振興費用	150,000	153,476	3,476	弁当
その他	0	0	0	
交通安全防犯部	500,000	201,875	-298,125	
防災訓練費用	340,000	50,570	-289,430	防犯パト隊謝礼含む
防犯灯交換費用	80,000	47,565	-32,435	
消火器詰め替え費用	80,000	103,740	23,740	
来客車両ステッカ費用	0	0	0	
子供会育成補助金	100,000	100,000	0	
宝泉会活動補助金	100,000	100,000	0	
森の里自治会連絡協議会分担金	580,000	547,200	-32,800	
備品購入費	200,000	28,800	-171,200	電子オープンレンジ
自治会館運営費	200,000	210,871	10,871	
光熱費、上下水道代	90,000	90,320	320	
火災保険料	50,000	49,900	-100	
電話代	40,000	37,789	-2,211	
消耗品費	20,000	32,862	12,862	リヤカー修理、スリッパ、ほか
自治会館修繕特別会計費	250,000	250,000	0	
予備費	308,276	0	-308,276	
合計	4,040,276	2,688,911	-1,351,365	
次年度繰越金	0	1,396,682		
総合計	4,040,276	4,085,593		

## 自治会館修繕特別会計

## 収入の部

(単位:円)

勘定科目	予算額(A)	決算額(B)	増減(B-A)	備考
自治会館修繕特別積立金	5,824,901	5,824,901	0	
自治会館修繕補助金	1,000,000	1,000,000	0	
一般会計より繰入	250,000	250,000	0	
合計	7,074,901	7,074,901	0	

## 支出の部

(単位:円)

勘定科目	予算額(A)	決算額(B)	増減(B-A)	備考
修繕費用	3,840,000	3,683,967	-156,033	トイレ改修、玄関廻り改修、外溝工事、カーテン、ほか
自治会館修繕特別積立金	3,234,901	3,390,934	156,033	定期預金残高
合計	7,074,901	7,074,901	0	

## 会計監査報告

平成19年度 森の里二丁目自治会の収支決算について監査の結果、  
適正に執行されていることを認める。

平成20年3月1日

監査役 桜井 敦



(第3号議案)

## 平成20年度(第22期)役員承認について

森の里二丁目自治会、平成20年度(第22期)役員を、役員会において下記のとおり選出いたしました。

役割名	氏名	班	住所	電話番号
会長	佐藤 美枝子	C-3	11-11	248-5356
副会長	今西 正徳	B-2	5-4	248-4844
副会長 (兼 文化部長)	吉田 崇	F-6	29-26	250-3197
副会長 (兼 交通 防犯防災部長)	佐々木 文得	F-4	27-8	248-1960
会計	浅野 孝晶	A2-1	2-1-101	247-2585
総務部長	田中 智明	A1-3	1-3-202	248-5885
	森 正雄	D-3	20-9	247-8253
広報部長	田村 洋二	G-1	31-7	247-5858
環境衛生部長	堀 庄一郎	E-2	25-1	247-5193
福利厚生部長	河合 洋三	B-3	6-7	247-6669
文化部長	岸 博義	D-2	19-14	247-0438
	寺尾 洋一	E-1	23-8	248-1873
	中本 益雄	F-1	30-6	248-7974
体育部長	村木 富士	C-4	13-6	248-4142
	水谷 茂喜	G-3	35-6	250-2727
交通防犯防災部長	吉田 俊二	A1-6	1-6-301	248-6550
監査役	原田 公	A1-4	1-4-103	248-6679

(第4号議案)

## 平成20年度(第22期)事業計画及び予算案について

### 目 標

1. 恵まれた豊かな緑と静かな環境を守っていく。
2. 文化活動・スポーツなどをより盛んにする。
3. より温かく、明るく、清潔な、誇れる街にする。

### 方 針

1. 森の里地区の各団体(一丁目自治会・三丁目自治会・四丁目自治会・五丁目自治会・森友会(宝泉会)・PTA・子供会・まつり世話人会・マロニエ・スポーツクラブ等)と協力・協賛する。
2. 行政と協力し、情報交換を行う。
3. 会員相互のふれあいを高め、楽しいふるさとづくりに努める。
4. 地域の学校・公民館等との連携の中で、文化の芽の育成に努める。
5. 防犯、交通、その他生活・自然環境等の問題解消のために、粘り強く取り組む。
6. 森の里自治連と協力し、自治会の今後のあるべき姿(高齢者の自治会参加形態を含む)を検討する。

## 専門部別事業計画

部 名	実施時期	事業計画内容および補足説明	
総 務	4月～3月	○会議の運営 ○自治会館の管理 ○会員名簿の管理 ○新生児祝い金窓口 ○高齢者の自治会参加形態の検討	役員・班長会議の設定、議事の進行・記録  自治会館使用者の申込受付他 会員名簿の作成・配布  今後あるべき姿について意識調査（森の里地区連と協働）
	12月～2月 1月～4月	○新役員・班長選出推進 ○総会の準備・運営	議案書作成と総会の進行
広 報	4月～3月	○自治会関連文書、各種情報の回覧、配布 ○市等公的機関の公報活動	毎月4～5回程度の回覧物 配布
	9月	○防災訓練情報班活動	
環境衛生	6月・12月	○森の里地区定期美化清掃の実施	春及び年末の町内美化清掃推進
	9月	○防災訓練（食材物資班担当）	
	4月～3月	○ごみ減量・資源化推進委員会への参加と活動推進 ○避難所運営委員会参加と活動推進 ○環境美化に関する啓蒙	
建築協定 及び 町づくり	4月～3月	○「建築協定書」、「町づくり協定書」に基づく良好な住環境づくり	建築協定運営委員会、町づくり協定運営委員会、及び建築協定連絡会を通じた他丁目との連携
福利厚生	5月	○日本赤十字社社資募集協力	案内、募金活動、記録、納付報告
	7月	○社会福祉協議会募金協力	
	10月	○赤い羽根共同募金協力	
	4月～3月	○森の里地域福祉推進委員会と共同事業	ミニデイサービス運営協力

部 名	実施時期	事業計画内容および補足説明	
文 化	5 月	○「森の里鯉のぼり祭り」の実施	森の里祭り世話人会行事サポート
	8 月	○「森の里夏祭り」の実施	実行委員会への出席、会場準備運営、二丁目休憩所の運営サポート
	12 月	○「森の里クリスマス祭り」の実施	実行委員会への出席、森の里祭り世話人会行事サポート、二丁目出店運営
	1 月	○「新年餅つき大会」の実施	推進及び運営
	5 月～3 月	○森の里地区文化事業への参画 等	森の里公民館文化振興会委員
体 育	5 月	○「春季健康祭り・球技大会」への参画	選手参加対応、大会運営（体育振興会）
	10 月	○「秋季健康祭り・大運動会」への参画	選手参加対応、大会運営（体育振興会）
	4 月～3 月	○各種体育振興会行事への協力支援	玉川・森の里地区親善球技大会、厚木市民体育祭、森の里地区夏祭り、公民館祭り 玉川・森の里地区マラソン大会、県央厚木駅伝大会、厚木マラソン
交通防犯 防災	4 月～3 月	○防犯灯・水銀灯の管理	防犯灯・水銀灯の点検と対外手配
		○防火対策の検討と推進	
		○交通対策の検討と実施	照度アップ・防犯灯増設
		○迷惑路上駐車問題解決推進	
	9 月	○防犯活動の実施	防犯パトロール
		○自主防災訓練実施	玉川第 6 分団の協力
		○防災用具の点検	厚木市防災対策課と連携
	12 月	○家庭用消火器の新規購入と詰替の斡旋	
		○「火の用心」巡回実施	森の里自主防災隊と連携
会 計	4 月～3 月	○自治会費の徴収（前・後期）	班長と連携し徴収
		○予算管理・決算・出納	金銭出納簿の記録・保管 決算報告及び次年度予算案の策定

予算

一般会計

収入の部

(単位:円)

勘定科目	前年度 予算額(A)	本年度 予算額(B)	増減 (B)-(A)	備考
繰越金	1,165,276	1,396,682	231,406	
会費	1,620,000	1,620,000	0	450世帯想定
入会金	10,000	10,000	0	10世帯加入想定
交付金	1,200,000	1,150,000	-50,000	
雑収入	45,000	45,000	0	
合計	4,040,276	4,221,682	181,406	

支出の部

(単位:円)

勘定科目	前年度 予算額(A)	本年度 予算額(B)	増減 (B)-(A)	備考
運営費	450,000	450,000	0	議案書、名簿、複写機他
事業費	1,852,000	1,750,000	-102,000	
総務部	230,000	230,000	0	慶弔費、会議費、会長会議費他
広報部	2,000	50,000	48,000	記録用デジタルカメラ
環境衛生部	10,000	10,000	0	
福利厚生部	50,000	50,000	0	高齢者懇談会
文化部	820,000	820,000	0	夏祭り、クリスマス、餅つき
体育部	240,000	240,000	0	運動会、球技大会
交通安全防犯部	500,000	350,000	-150,000	防災備品購入、パトロール補助等
子供会育成補助金	100,000	100,000	0	
宝泉会活動補助金	100,000	100,000	0	
森の里自治会連絡協議会分担金	580,000	580,000	0	
備品購入費	200,000	200,000	0	台所用棚、テント周囲幕、プロジェクター
自治会館運営費	200,000	250,000	50,000	光熱費、火災保険、インターネット接続
自治会館修繕特別会計費	250,000	250,000	0	
予備費	308,276	541,682	233,406	
合計	4,040,276	4,221,682	181,406	

自治会館修繕特別会計

収入の部

(単位:円)

勘定科目	前年度 予算額(A)	本年度 予算額(B)	増減 (B)-(A)	備考
自治会館修繕特別積立金	5,824,901	3,390,934	-2,433,967	
一般会計より繰入	250,000	250,000	0	
合計	7,074,901	3,640,934	-3,433,967	

支出の部

(単位:円)

勘定科目	前年度 予算額(A)	本年度 予算額(B)	増減 (B)-(A)	備考
修繕費用	3,840,000	100,000	-3,740,000	
自治会館修繕特別積立金	3,234,901	3,540,934	306,033	
合計	7,074,901	3,640,934	-3,433,967	

(注):市の予算とあった場合に実行する。

## (資料 1)

# 森の里二丁目自治会規約

### (名称)

第 1 条 本会は厚木市森の里二丁目自治会と称する。

### (事務所)

第 2 条 本会の事務所は、森の里二丁目自治会館に置く。

### (目的)

第 3 条 本会は、区域内住民の福利の増進と相互の親睦をはかるとともに、生活の向上及び地域の発展を目的とする。

### (事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 区域住民の福祉向上に関する事。
- (2) 区域内住民相互の親睦に関する事。
- (3) 市民生活の向上に関する事。
- (4) 地域の発展及び市政への協力に関する事。
- (5) その他、目的達成に必要な事。

2 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

### (組織)

第 5 条 本会は、森の里二丁目の居住世帯をもって構成する。

- 2 その組織は、次のブロック及び班により構成する。  
ブロックは、A～G ブロック (A ブロックは A1, A2 に区分) からなり、各ブロックを数班に分ける。その構成は、次表のとおりとする。

ブロック名	対象番地	班数
A1	1 番地	7
A2	2 番地	3
B	3 番地～7 番地	4
C	8 番地～14 番地	4
D	15 番地～22 番地	4
E	23 番地～26 番地	3
F	27 番地～30 番地	6
G	31 番地～37 番地	4

### (役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会 計 1名
- (4) 部 長 若干名
- (5) 監査役 1名

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が都合により職務に当たれないときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を掌る。

4 部長は、各担当部の業務を掌る。

5 監査役は、会計の監査を行う。

(役員の選出)

第8条 役員の選出は、原則として A2 ブロック 1名、Fブロックから 3名、他の各ブロックから 2名を会員の互選によって決める。また、役員の推薦により、会員の中から役員を選出することもできる。選出された役員は、総会における承認を受けて決定する。

2 会長・副会長・会計・部長は、役員の互選によって決める。

3 監査役は、役員会が推薦し、総会において承認のうえ決定する。

(班長及びその選出)

第9条 班長は、班員の総意をもって班を代表し、班内の連絡調整にあたりるとともに、第11条に定める専門部に所属する。

2 班長は、原則として、各班内で定めた順番による持ち回りとする。

(任期)

第10条 役員及び班長の任期は1年とし、役員については本人が了解した場合、再選を妨げない。但し、補欠により選出された役員及び班長の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部)

第11条 第4条の事業を行うため、次の専門部を設けることができる。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) 環境衛生部
- (4) 福利厚生部
- (5) 文化部
- (6) 体育部
- (7) 交通防犯防災部

(会議)

第12条 本会の会議は、総会・役員会・専門部会・班長会とする。

(1) 定期総会は、年1回開催する。また、会長が必要と認めるとき、も

しくは会員の3分の1以上の署名による請求があったときは、臨時総会を招集する。

- (2) 役員会は、必要に応じて会長が招集する。役員会は、第6条に定める会長・副会長・会計・部長で構成する。
- (3) 専門部会は、必要に応じて会長の承認のもとに部長が召集する。
- (4) 班長会は、必要に応じて会長が召集する。
- 2 会議は、半数以上の出席（委任状を含む）により議事を開き、出席者の過半数をもって決定する。

#### (会計)

第13条 本会の会計は、会費・入会金・寄付金・その他の収入をもって充る。

- (1) 会費は、1世帯1ヵ月300円とし、12ヵ月分を2回に分けて、班長がこれを集金する。
- (2) 入会金は、入会時に1世帯1,000円とし、班長がこれを集金する。
- (3) 入会時の会費については、当月19日までに入会した場合は、当月より徴収し、20日以降入会の場合は、翌月より徴収する。
- (4) 退会する場合で、すでに受領している会費がある場合は、退会の申し出を受領した月以降の会費を月割りで返還する。
- (5) 一時的な転居での現住所変更時は休会扱いとし、転居期間は当該会員からは会費を徴収しない。すでに受領している会費がある場合は、休会の申し出以降の会費を、月割りで返還する。(例：海外駐在／国内転居)
- (6) 本会計に特別会計を設けることができる。
- (7) 臨時事業費は、総会又は役員会で協議し決定する。

#### (特別会計)

第14条 本会に次の特別会計を設ける。特別会計については、目的以外の用途に流用を行わない。但し、特別会計にて生ずる預金利息については、会長の判断により一般会計に繰入れることを認める。

- (1) 自治会館修繕特別会計

#### (弔慰金、見舞金及び祝い金)

第15条 本会は、会員の死亡、被災及び会員における新生児誕生について、次のとおり弔慰金、見舞金及び祝い金を贈る。

- (1) 死亡の場合 5,000円(1名)
- (2) 被災の場合 その都度、総会または役員会で協議した金品
- (3) 新生児誕生の場合 5,000円(1名)

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計報告)

第 17 条 本会の収支決算は、監査役の監査を受けたうえ、総会において報告しなければならない。

(帳簿)

第 18 条 本会に次の帳簿を備える。

- (1) 自治会名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 金銭出納長
- (4) 会議録
- (5) 備品台帳
- (6) 積立金台帳
- (7) 福利厚生台帳
- (8) その他

(細則の設定)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に細則で定める。

(規約の改正)

第 20 条 この規約の改正は、総会の議決による。

(森の里二丁目まちづくり申し合わせ運営委員会)

第 21 条 本会は、森の里二丁目地区まちづくり申し合わせ書第 12 条に規定する委員会と連携をはかる。

(顧問)

第 22 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の運営について識見と経験を有する会員のうちから、会長が推薦し、役員会の承認を得て、これを委嘱する。
- 3 顧問の任期は 1 年とする。但し、再委嘱を妨げない。
- 4 顧問は、会長の求めに応じて役員会に出席し意見を述べることができる。但し、議決に加わることはできない。

(森の里二丁目建築協定運営委員会及びまちづくり協定運営委員会)

第 23 条 本会は、森の里二丁目建築協定書及び森の里二丁目地区まちづくり協定書の認可公告のあった日より、同建築協定書第 14 条及び同まちづくり協定書第 15 条に規定する運営委員会へ第 21 条の連携を移行する。

付 則  
この規約は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

付 則  
この規約は、昭和 63 年 4 月 10 日から施行する。

付 則  
この規約は、平成元年 4 月 9 日から施行する。

付 則  
この規約は、平成 2 年 4 月 8 日から施行する。

付 則  
この規約は、平成 3 年 4 月 7 日から施行する。

付 則  
この規約は、平成 4 年 4 月 5 日から施行する。

付 則  
この規約は、平成 5 年 4 月 4 日から施行する。

付 則  
この規約は、平成 6 年 4 月 3 日から施行する。

付 則  
この規約は、平成 8 年 4 月 7 日から施行する。

付 則  
この規約は、平成 9 年 4 月 6 日から施行する。

付 則  
この規約は、平成 10 年 4 月 12 日から施行する。

付 則  
この規約は、平成 12 年 4 月 16 日から施行する。

付 則  
この規約は、平成 13 年 4 月 15 日から施行する。

付 則  
この規約は、平成 14 年 4 月 14 日から施行する。

付 則  
この規約は、平成 19 年 4 月 15 日から施行する。

(資料2)

二丁目自治会館使用要綱

	使用許可団体 (自治会協力団体)	個人及び一般グループ
1. 利用者	<p>1-1 地域生公共生があり自治会市政への協力協賛団体で、二丁目自治会長に「自治会館使用団体登録書」を提出し、許可を受けた団体であること。</p> <p>1-2 使用許可団体名 森の里小PTA、森の里中PTA、子供会、森友会(宝泉会)、その他役員会にて承認した団体。</p>	<p>1-1 森の里二丁目住民(自治会員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人の場合は原則として冠婚葬祭に限る。</li> <li>グループの場合は自治会館使用登録書を提出して許可を受ける。</li> </ul> <p>1-2 厚木市行政及び地域学校関係者</p>
2. 申し込み	<p>2-1 団体の代表者は運営管理委員長(副会長)または堀委員長(総務)に使用申請を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常は使用する一週間前に運営管理委員長または堀委員長に使用申請書を提出し許可を受ける。</li> <li>部屋が空いている場合は前日の申込みも受けられる。</li> </ul>
3. 用途	<p>団体目的の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二丁目住人の福祉向上、相互親睦文化サークル等、地域公共生がありまちづくりを主として活動するもの。</li> </ul>
4. 使用禁止	<p>団体目的に反すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>営利目的及び特定の政党及び宗教の支援等</li> </ul>
5. 優先順位と使用時間等	<p>5-1 自治会役員等を最優先とする。</p> <p>5-2 使用順位は申込順位とする。</p> <p>5-3 原則として1回2時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込を受けた運営管理委員長または副委員長は月間予定表を調べ使用の可否を申込者に伝える。</li> </ul>
6. 鍵の保管と借用	<p>6-1 自治会館長、自治会館運営管理委員長、副委員長が保管する。</p> <p>6-2 鍵を使用する際は、原則として自治会館運営管理委員長または堀委員長より借用する。</p> <p>6-3 鍵は使用后、責任を持って速やかに返却する。</p>	
7. 使用実費の徴収	<p>徴収しない</p>	<p>1室1時間100円の実費を徴収する。</p>
8. 申込時間	<p>午前9時より午後8時まで</p>	
9. 使用時間	<p>午前9時より午後10時まで(準備と後片付けの時間を含む)</p>	
10. 点検清掃	<p>使用者は使用后、使用日誌に記入し安全点検、整備、清掃をすること。コピーした者はコピーカウンターの記入を忘れないこと。これらに反した場合、使用許可を取り消すことがあります。</p>	

## 自治会館運営管理委員会役員名簿

役 名	氏 名	電話番号
自治会館長 (会長)	佐藤 美枝子	248-5356
運営管理委員長 (副会長)	今西 正徳	248-4844
運営管理副委員長 (総務)	田中 智明 森 正雄	248-5885 247-8253
運営管理委員	他自治会役員全員	

◎ 自治会館使用申込先

平成 20 年度担当 : 4 月～9 月 森 正雄 20-9 Tel 247-8253  
 10 月～3 月 田中 智明 1-3-202 Tel 248-5885

◎ 二丁目自治会館 Tel 250-2741

## 自治会館使用団体登録書

二丁目自治会館使用要綱の主旨を理解し、本要綱に従うことを条件に、下記の通り、自治会館使用許可団体の登録申請を致しますので、許可をお願い致します。使用規則に反した場合は、使用許可を取り消されても、これに従います。

1. 団体名	
2. 団体目的	<hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: center;">(営利目的、政治・宗教活動には使用できません)</p>
3. 団体代表者名	
4. 住所・電話	<hr/> <p style="text-align: center;">電 話</p> <hr/>
5. 団体加入者名簿 (別紙添付可)	<hr/> <hr/> <hr/>

## 登録許可書

<input type="checkbox"/> 自治会館使用団体（自治会協力団体）と認めます。	運営管理（副）委員長
<input type="checkbox"/> 自治会館使用団体（個人及び一般）と認めます。	印
<input type="checkbox"/> 今回は見送らせて戴きます。	
【理由】	
<hr/>	
<hr/>	
<hr/>	

(資料3) 平成20年度ブロック別班長名簿

ブロック	班	氏名	住所	TEL	専門部
A 1	1	吉田 隆一	1-1-101	248-6181	環境衛生
	2	西原 成樹	1-2-302	248-5872	文化
	4	津野 俊行	1-4-101	248-5882	広報
	5	日比野 拓	1-5-202	248-6586	福利厚生
	7	田川 崇之	1-7-301	248-6599	体育
A 2	1	小脇 正一郎	2-1-208	247-1837	体育
	2	大谷 康雄	2-2-102	248-8415	広報
	3	村田 武弘	2-2-302	247-7345	文化
B	1	工藤 若市	3-14	247-4038	交通防犯防災
	2	岩上 誠	5-7	248-9550	体育
	3	佐藤 征二	6-3	248-5148	広報
	4	清水 功	7-1	247-3402	文化
C	1	金子 英男	8-3	247-1943	体育
	2	井上 義行	10-6	247-7410	環境衛生
	3	中村 博之	11-8	248-5920	広報
	4	岸 いずみ	13-17	248-1724	文化
D	1	横松 孝尚	17-4	248-2277	体育
	2	桜井 敦	19-2	250-1858	広報
	3	杉本 三郎	20-5	248-0979	環境衛生
	4	森本 雄二	21-2	248-6870	交通防犯防災
E	1	斎藤 秀実	24-3	247-8779	文化
	2	大窪 皎	25-2	247-3515	体育
	3	今村 考三	26-11	248-0632	広報
F	1	北垣 隆三	30-7	248-9808	体育
	2	脇田 紘一	30-21	248-6631	交通防犯防災
	3	中島 次郎	28-6	247-7213	広報
	4	東 恒一	27-7	247-1197	福利厚生
	5	前田 英作	29-10	247-0054	文化
	6	出野 恭史	29-27	247-6638	広報
G	1	大石 幸秀	31-9	250-2766	体育
	2	山口 和彦	34-2	247-9150	交通防犯防災
	3	外崎 武文	36-6	247-8802	文化
	4	本田 八登三	37-1	247-7802	広報

## 平成 20 年度 専門部別班長名簿

専門部	班	氏名	住所	TEL
広報	A 1-4	津野 俊行	1-4-101	248-5882
	A 2-2	大谷 康雄	2-2-102	248-8415
	B 3	佐藤 征二	6-3	248-5148
	C 3	中村 博之	11-8	248-5920
	D 2	桜井 敦	19-2	250-1858
	E 3	今村 考三	26-11	248-0632
	F 3	中島 次郎	28-6	247-7213
	F 6	出野 恭史	29-27	247-6638
	G 4	本田 八登三	37-1	247-7802
環境衛生	A 1-1	吉田 隆一	1-1-101	248-6181
	C 2	井上 義行	10-6	247-7410
	D 3	杉本 三郎	20-5	248-0979
福利厚生	A 1-5	日比野 拓	1-5-202	248-6586
	F 4	東 恒一	27-7	247-1197
文化	A 1-2	西原 成樹	1-2-302	248-5872
	A 2-2	村田 武弘	2-2-302	247-7345
	B 4	清水 功	7-1	247-3402
	C 4	岸 いずみ	13-17	248-1724
	E 1	斎藤 秀実	24-3	247-8779
	F 5	前田 英作	29-10	247-0054
	G 3	外崎 武文	36-6	247-8802
体育	A 1-7	田川 崇之	1-7-301	248-6599
	A 2-1	小脇 正一郎	2-1-208	247-1837
	B 2	岩上 誠	5-7	248-9550
	C 1	金子 英男	8-3	247-1943
	D 1	横松 孝尚	17-4	248-2277
	E 2	大窪 皎	25-2	247-3515
	F 1	北垣 隆三	30-7	248-9808
	G 1	大石 幸秀	31-9	250-2766
	交通防犯防災	B 1	工藤 若市	3-14
D 4		森本 雄二	21-2	248-6870
F 2		脇田 紘一	30-21	248-6631
G 2		山口 和彦	34-2	247-9150

## (資料4)

# 森の里二丁目建築協定へのご理解を

森の里二丁目自治会長  
森の里二丁目建築協定運営委員会委員長  
森の里二丁目地区まちづくり協定運営委員会委員長

厚木市による公開聴聞、認可、公告、縦覧等の行政手続きを得て、平成11年4月30日付けにて建築協定認可通知書が公布され森の里二丁目建築協定が正式に発効、自治会役員にて構成される森の里二丁目建築協定運営委員会、森の里二丁目地区まちづくり協定運営委員会により実際の運用が始まっております。

まずこの事を森の里二丁目にお住まいの方全員にご理解頂きます。

この建築協定に合意した方はもちろんですが、現在何らかの事由により合意されておられない方も、この建築協定の主旨を理解していただき現在の緑豊かな森の里の環境を守るようお願いいたします。

### 1. 森の里二丁目全員の方（自治会に加入されていない方も）にお願い

厚木市が作成したパンフレットに森の里二丁目建築協定区域図を示します。自分が協定に合意加入しているかどうか確認下さい。その後二丁目に転入されてきた方の中で、自分としては合意した覚えのない方も協定に合意したことになっているケースがあります。これは前に住んでいた方が手続きをとられており、法律上自動的に引き継がれる規定によるものです。また、協定合意の手続きをしたにもかかわらず、合意したことになっていない方がおられましたら、運営委員会までお申し出て下さい。提出していただいた書類の関係で加入出来なかったことも考えられます。理由を調査した上で再度加入の手続きをお願いしたいと思います。

### 2. 特に森の里二丁目建築協定に合意していない方へ

現在この協定に合意しておられない方も基本的にはこの協定を尊重して頂きます。合意していないからといってこの二丁目の街並み景観を壊し、安全を脅かす行為が許されるものではありません。違反行為に関しては是正をお願いすることになります。また手続きをお願いした当時、海外赴任をしておられた方、権利関係が確定していなかった方、あるいはその後二丁目に転入されてきた方等々、現在協定に合意しておられない方で合意の意思を持っておられる方は、合意書を提出していただければ随時加入いただけます。運営委員会までご連絡下さい。

### 3. 禁止規定の具体的な内容

「森の里二丁目建築協定」及び「森の里二丁目地区まちづくり協定書」を参照下さい。条文の解釈等に疑問がある場合は運営委員会まで問い合わせ下さい。また、ここでは記載しませんが、建築基準法、地区計画にも関連する規定がありますので御留意下さい。

### 4. 1 届出が必要なケース

以下のケースは規定の条件を満たせば許可されます。必ず事前に届出をお願い

します。届出の際は運営委員会所定の用紙を使って下さい。

- A. 増改築する時
- B. 現状の擁壁の一部を壊して駐車場を作る時（車庫の増設以外は擁壁の変更が認められることはありません）
- C. 習字、学習塾等を自宅で開くための看板の設置
- D. 庭に勉強部屋（母屋とは独立したプレハブ）を新規に増築したい時
- E. 携帯電話の基地局アンテナの為の電柱設置（業者からの依頼による）
- F. 庭に地下室を設置する時
- G. フェンスの新設、改良工事をする時
- H. アマ無線のアンテナを設置する時
- I. 習字、そろばん塾、学習塾、華道教室等を開設する時
- J. 政治、宗教に関する看板、広告等を設置する時
- K. 事務所等の看板、広告等を設置する時
- L. その他（不明な点があれば所定の用紙により委員会まで問い合わせして下さい。）

#### 4. 2 禁止されたケース

次のような法面、擁壁の形状変更及び人口地盤の構築、現状の地盤面の変更等の行為は一切禁止されています。

- A. 斜めの擁壁上に人口地盤を作り有効面積を増やす。
  - B. 斜めの擁壁を垂直な擁壁に変更し有効面積を増やす。
  - C. 現状の擁壁を前に出して（擁壁下の私有地に）有効面積を増やす。
  - D. 現状の地盤面を掘り下げ、あるいは盛り土して増改築、駐車場を作る等の行為。
  - E. 人工地盤を作り車庫等に利用。
- また、以下の建築物の用途は禁止されます。

- A. 寺院、教会
- B. 店舗
- C. 事務所
- D. 老人ホーム
- E. 医院、診療所
- F. 長屋、共同住宅、寄宿舍、寮
- G. 保育所
- H. その他上記に類する用途

#### 4. 3 その他のケース

- A. 住宅の外壁、屋根の色彩は周囲との調和を考慮して各自判断下さい。  
外壁の再塗装の届けは必要ありません。
- B. シンボルツリー、垣根、樹木等の維持管理には強制する規定がありませんが、森の里の緑の環境を守るためにご協力下さい。
- C. 自動販売機の設置は全面禁止です。

平成20年度森の里二丁目建築協定運営委員会役員  
(但し、森の里二丁目地区まちづくり運営委員会役員を兼ねる)

委員長(自治会副会長 交通防犯防災部長兼務)	佐々木 文得	27-8	248-1960
副委員長(自治会環境衛生部長)	堀 庄一郎	25-1	247-5193
委員/広報(自治会広報部長)	田村 洋二	31-7	247-5858
委員/総務会計(自治会副会長)	今西 正徳	5-4	248-4844
委員/総務会計(自治会会計部長)	浅野 孝晶	2-1-101	247-2585
顧問(自治会長)	佐藤 美枝子	11-11	248-5356
顧問(自治会前副会長A)	横山 民穂	7-10	247-2815
顧問(自治会前副会長B)	井上 義行	10-6	247-7410

上記委員により平成20年度の運営を行います。建築協定、まちづくり協定に関する問い合わせ及び審査請求は、委員長または副委員長お願いいたします。

## (資料 4-1)

# 森の里二丁目建築協定書

### (目的)

第 1 条 この協定は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という）第 69 条及び厚木市建築協定条例（昭和 38 年厚木市条例第 43 号）の規定に基づき、第 4 条に定める協定区域内における建築物の用途、敷地、位置、意匠、形態及び建築設備に関する基準を協定し、住宅地として環境を高度に維持増進することを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この協定における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）に定めるところによる。

### (名称)

第 3 条 この協定は、森の里二丁目建築協定（以下「協定」という。）と称する。

### (協定区域及び協定区域隣接地)

第 4 条 この協定の対象となる区域（以下「協定区域」という。）及び協定区域隣接地は、別に添付する図面に表示する区域とする。

### (地区)

第 5 条 前条に定める区域を次の地区（別添区域図）に区分する。  
(1) 戸建住宅 A 地区  
(2) 低層住宅 B 地区

### (協定の締結)

第 6 条 この協定は、協定区域内の土地の所有者（法第 77 条の規定により土地の所有者とみなされる借主を含む。）並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者（以下「所有権者等」という。）の全員の合意により締結する。

### (協定の効力)

第 7 条 この協定は、その効力が生じた日以後において協定区域内の土地の所有権者となった者に対してもその効力があるものとする。

### (協定の変更及び廃止)

第 8 条 この協定に係る協定区域、建築物に関する基準、有効期間、協定違反があった場合の措置又は協定区域隣接地を変更しようとするときは、協定者（協定区域内の所有権者等をいう。以下同じ）の全員の合意によらなければならない。

2 この協定を廃止しようとする場合は、協定者の過半数の合意を得なければならない。

(建築物等の制限)

第9条 協定区域内の建築物の用途、敷地、位置、意匠、形態及び建築設備は、次の各号に定める基準によるものとする。

(1) 建築物の用途

- イ 戸建住宅A地区は、一戸建ての専用住宅及びそれに附属する建築物とする。
- ロ 低層住宅B地区は、共同住宅及びそれに附属する建築物とする。

(2) 建築物の建ぺい率及び容積率

- イ 戸建住宅A地区における建築物の建築面積の敷地面積に対する割合(建ぺい率)は50パーセント、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(容積率)は、80パーセントを最高限度とする。
- ロ 低層住宅B地区における建築物の建築面積の敷地面積に対する割合(建ぺい率)は50パーセント、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(容積率)は、100パーセントを最高限度とする。

(3) 建築物の敷地

- イ 敷地の地盤面は、変更しないこと。また、敷地の斜面地部分並びに擁壁の形態及び構造は変更しないこと。ただし、運営委員会の同意を得たものについては、この限りではない。
- ロ 戸建住宅A地区において敷地は、170平方メートル以下に分割することを禁止する。

(4) 建築物の位置

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上とすること。ただし、物置及びこれらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以下のもの及び敷地の地盤を構成する擁壁と一体的に整備される車庫等これらに類する建築物については、この限りではない。

(5) 建築物の高さ

建築の高さは、現況の宅地地盤面から10メートル以下とする。

(6) 建築物の意匠及び設備

- イ 建築物の屋根及び外壁の色彩は、周囲との調和に配慮すること。
- ロ 敷地の周囲に囲いを設置する場合は、生垣又は現況の宅地地盤面からの高さ1.2メートル以下の透視可能なフェンス又は鉄柵等とする。
- ハ 建築物に付随するテレビ及びラジオのアンテナの設置は、行わない。ただし、有線放送で受信不可能な放送を受けるために設けるアンテナについては、この限りではない。

(7) 敷地内の緑化

- イ 敷地内は、環境に応じた植樹を行うものとする。
- ロ 擁壁と道路境界との間に植樹柵がある敷地においては、当該部分に植樹を行うものとする。
- ハ 敷地の入口部分に設けられている植樹柵には植樹を行うものとする。
- ニ 植樹した樹木が良い街並環境を保持するよう剪定、病害虫の防除、

施肥等を必要に応じて行い、枯死した場合には補植するよう努めるものとする。

(8) 広告等

協定区域内に広告物を設置してはならない。ただし、その面積の合計が1平方メートル以内で、かつ運営委員会の同意を得たものについては、この限りではない。

(委員会の同意)

第10条 協定者は、協定区域内に建築物を建築しようとする場合又は前条第3号イ若しくは同条第8号に定める基準に該当する場合は、運営委員会に計画概要書を提出し、同意を得るものとする。

2 法による建築物の確認申請書を提出する場合は、前項の同意を得てから行うものとする。

3 第1項の計画概要書が提出された場合、運営委員会は、前条に適合していることを審査し、提出された日から起算して30日以内に結果を書面により通知するものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 運営委員会の委員長は、運営委員会の決定に基づき、第9条又は前条の規定に違反した所有権者等（以下「違反者」という。）に対して工事の施工の停止を請求し、かつ書面をもって相当の猶予期間を設け、当該違反行為を是正するために必要な措置をとるよう請求するものとする。

2 前項の請求があった場合において、違反者は、遅滞なくこれに従わなくてはならない。

(裁判所への提訴)

第12条 前条第1項に規定する請求をした場合において、当該違反者がその請求に従わないときは、運営委員会の委員長は、その強制履行又は当該違反者の費用をもって第三者にこれを行わせることを裁判所に請求することができる。

2 前項の提訴手続等に要する一切の費用は、当該違反者の負担とする。

(信義、誠実の原則)

第13条 協定者から協定の各事項又は協定に定めのない事項に関して疑義が生じた場合には、運営委員会が誠意をもって対応するものとする。

(委員会)

第14条 この協定の運営に関する事項を処理するため、運営委員会を設置する。

2 委員会の運営、組織等について必要な事項は、別に定める。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成16年4月30日から5年とする。

2 この協定に関して、期間満了前に協定者の過半数から異議等の申し出

- がない場合は、期間満了の翌日から起算して、更に5年間同一条件により協定は、更新されるものとし、以後この例による。
- 3 有効期間中に行われた違反者の措置に関しては、期間満了後も、なおその効力を有するものとする。

附 則

この協定は、平成11年4月30日から施行する。

附 則

この協定は、平成16年4月30日から施行する。

## (資料 4-2)

### 森の里二丁目建築協定運営委員会規則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、森の里二丁目建築協定（以下「協定」という。）を円滑に運営するため、協定第 14 条の規定に基づき、運営委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

#### (職務)

第 2 条 委員会は、協定に関する事項その他協定の運営に関する事項を所掌する。

#### (事務所)

第 3 条 委員会の事務所は、委員長宅に置く。

#### (組織等)

- 第 4 条 委員会は、森の里二丁目自治会規約第 6 条（森の里二丁目自治会役員）の者の互選により委員を選出し、若干名をもって組織する。ただし、委員は、協定の締結に合意した者でなければならない。
- 委員の任期は、1 年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
  - 委員の再任は、妨げないものとする。

#### (役員)

- 第 5 条 委員会に委員の互選により、次の役員を置く。  
委員長 1 名、副委員長 1 名、広報 1 名、総務会計 2 名
- 委員長は、委員会を代表しこれを総括する。
  - 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
  - 広報は、委員会の広報に関する会務を行う。
  - 総務会計は、委員会の総務及び会計に関する会務を行う。

#### (顧問)

- 第 6 条 委員会に顧問を置くことができる。
- 顧問は、委員長が協定について専門的な知識を有する者を推薦し、委員会の承認を得て、これを委嘱する。ただし顧問は協定の締結に合意した者でなければならない。
  - 顧問の任期は 1 年とする。ただし再委嘱は妨げない。
  - 顧問は、委員会の求めに応じて、助言することができる。

#### (会議)

- 第 7 条 委員会は、委員長が必要の都度召集する。
- 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(経費等)

第 8 条 委員会の経費は、森の里二丁目自治会の運営費をもってこれに充てる。  
2 会計報告は、森の里二丁目自治会規約第 17 条の規定に基づき行うものとする。

(補足)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、平成 11 年 4 月 30 日から施行する。

### (資料 4-3)

## 森の里二丁目地区まちづくり協定書

#### (趣旨)

第 1 条 この協定は、森の里二丁目地区における工作物及び自動販売機に関する基準並びに動物飼育に関する規範を協定し、住宅地としての環境を良好に維持増進することを目的とする。

#### (用語の定義)

第 2 条 この協定における用語の意義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）に定めるところによる。

#### (名称)

第 3 条 この協定は、森の里二丁目地区まちづくり協定（以下「協定」という。）と称する。

#### (協定区域及び地区)

第 4 条 この協定の対象となる区域（以下「協定区域」という。）及び地区は、森の里二丁目建築協定において表示する区域及び地区とする。

#### (協定の締結)

第 5 条 この協定は、協定区域内の土地の所有者（法第 77 条の規定により土地の所有者とみなされる借主を含む。）並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者並びに居住者（以下「所有権者等」という。）の全員の合意により締結する。

#### (協定の効力)

第 6 条 この協定は、平成 11 年 4 月 30 日より協定区域内の土地の所有権者等となった者に対しても効力があるものとする。

#### (協定の変更及び廃止)

第 7 条 この協定に係る協定区域、工作物及び自動販売機に関する基準、動物飼育に関する規範、有効期間又は協定違反があった場合の措置を変更しようとするときは、協定者（協定区域内の所有権者等をいう。以下同じ）の四分の三以上の合意によらなければならない。

2 この協定を廃止しようとする場合は、協定者の過半数の合意を得なければならない。

#### (工作物の制限)

第 8 条 協定区域内の工作物は、次の各号に定める基準によるものとする。

(1) 架台等を設けて人口地盤とすることは禁止する。

(2) 工作物の高さは、現況の宅地地盤面から、10 メートル以下とする。

ただし、第 15 条に規定する運営委員会（以下「運営委員会」とい

- う。)の同意をえたものについては、この限りではない。
- (3) 工作物の色彩は、周囲との調和に配慮すること。

(自動販売機の制限)

第9条 協定区域内に自動販売機を設置してはならない。ただし、運営委員会の同意を得たものについては、この限りではない。

(動物飼育に関する規範)

第10条 協定区域内の動物の飼育において、次の各号に定める規範に心掛けるものとする。

- (1) 動物の愛護に努め、愛情をもって飼育する。
- (2) 動物の無責任な飼い放しはせず、家族の一員として生涯世話する。
- (3) 動物の排泄物は放置せず、責任をもって衛生的に始末する。
- (4) 動物飼育において近隣と問題が生じた場合は、誠意を持って解決に努める。

(委員会の同意)

第11条 協定者は、協定区域内に工作物を築造又は自動販売機を設置しようとする場合は、運営委員会に計画概要書を提出し、同意を得るものとする。

- 2 前項の計画概要書が提出された場合、運営委員会は、第8条及び第9条に適合していることを審査し、提出された日から起算して30日以内に結果を書面により通知するものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 運営委員会の委員長は、運営委員会の決定に基づき、第8条、第9条又は前条の規定に違反した所有権者等(以下「違反者」という。)に対して工事の施工の停止を請求し、かつ、書面をもって相当の猶予期間を設け、当該違反行為を是正するために必要な措置をとるよう請求するものとする。

- 2 前項の請求があった場合において、違反者は遅滞なくこれに従わなくてはならない。

(土地の所有者等の届出)

第13条 土地の所有者等は、土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権は賃借権を移転するときは、速やかにその旨を運営委員会に届出するよう努めること。

(信義、誠実の原則)

第14条 協定者から協定の各事項又は協定に定めのない事項に関して疑義が生じた場合には、運営委員会が誠意をもって対応するものとする。

(委員会)

第15条 この協定の運営に関する事項を処理するため、運営委員会を設置す

る。ただし、運営委員会は森の里二丁目建築協定運営委員会が兼ねることができるものとする。

2 委員会の運営、組織等について必要な事項は、別に定める。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、平成 16 年 4 月 30 日から 5 年とする。

2 この協定に関して、期間満了前に協定者の過半数から異議等の申し出がない場合は、期間満了の翌日から起算して、更に 5 年間同一条件により協定は更新されるものとし、以後この例による。

3 有効期間中に行われた違反者の措置に関しては、期間満了後も、なおその効力を有するものとする。

附則

この協定は、平成 11 年 4 月 30 日から施行する。

附則

この協定は、平成 16 年 4 月 30 日から施行する。

## (資料 4-4)

# 森の里二丁目地区まちづくり協定運営委員会規則

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、森の里二丁目地区まちづくり協定（以下「協定」という。）を円滑に運営するため、協定第 15 条の規定に基づき、運営委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第 2 条 委員会は、協定に関する事項その他協定の運営に関する事項を所掌する。

### (事務所)

第 3 条 委員会の事務所は、委員長宅に置く。

### (組織等)

- 第 4 条 委員会は、森の里二丁目自治会規約第 6 条（森の里二丁目自治会役員）の者の互選により委員を選出し、若干名をもって組織する。ただし、委員は、協定の締結に合意した者でなければならない。
- 2 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員任期は、前任者の在任期間とする。
  - 3 委員の再任は、妨げないものとする。

### (役員)

- 第 5 条 委員会に委員の互選により、次の役員を置く。
- 委員長 1 名、副委員長 1 名、広報 1 名、総務会計 2 名
- 2 委員長は、委員会を代表し、これを総括する。
  - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
  - 4 広報は、委員会の広報に関する会務を行う。
  - 5 総務会計は、委員会の総務及び会計に関する会務を行う。

### (顧問)

- 第 6 条 委員会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、委員長が協定について専門的な知識を有する者を推薦し、委員会の承認を得て、これを委嘱する。ただし、顧問は協定の締結に合意した者でなければならない。
  - 3 顧問の任期は 1 年とする。ただし、再委嘱は、妨げない。
  - 4 顧問は、委員会の求めに応じて、助言することができる。

### (会議)

- 第 7 条 委員会は、委員長が必要の都度召集する。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(経費等)

第 8 条 委員会の経費は、森の里二丁目自治会の運営費をもってこれに充てる。  
2 会計報告は、森の里二丁目自治会規約第 17 条の規定に基づき行うものとする。

(補足)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、平成 11 年 4 月 30 日から施行する。

## (資料 5)

### 「森の里自治会連絡協議会」及び「森の里まつり世話人会」規約

#### I. 「森の里自治会連絡協議会」

毎月第1土曜日を会議開催日と定め、森の里一、二、三、四、五丁目の会長及び副会長が出席し、開催する。

##### ※規約抜粋

##### 1. 名称

本会は、「森の里自治会連絡協議会」と称する。

##### 2. 目的

本会は、森の里地区各自治会の自主性と民主制を尊重しつつ、その運営の調整を図り、以って自治会の共通目標である「美しい、静かな自然環境と文化の調和した人間性豊かな楽しい町づくり」を推進することを目的とする。

※以下規約省略

#### II. 「森の里まつり世話人会」

自治会から委託された事業（鯉のぼりまつり・夏まつり・クリスマスまつり等）について、自治会と共に実行委員会を置き、開催する。

##### ※規約抜粋

##### 1. 趣旨

自治会規約では、一年任期で退任する現状の中で、森の里自治会連絡協議会主催のまつり行事を伝統的に継承し、「ふるさとの楽しい町づくり」を推進・維持していくために、「森の里まつり世話人会」を設置する。

「森の里まつり世話人会」は、森の里自治会連絡協議会から行事の委託を受け、自治会と共に、実行委員会を置き、行事を円滑に実施する。

##### 2. 会の名称

森の里自治会連絡会まつり世話人、以下「森の里まつり世話人会」とする。

※以下規約省略

## (資料6) 森の里二丁目自治会関連団体役員名簿

敬称略、順不同(含候補者)、H20.3.1現在

民生委員・児童委員	田澤 敦子	1-16-3	248-3566	1丁目、森の里若宮
	三橋 恵美子	2-5-5	247-0284	2丁目(1-18、除16)
	青木 公子	2-35-7	250-7173	2丁目(16、19-37番)
	河合 美津子	3-8-2-107	247-5620	3丁目(1-11、23-28番)
	石崎 育子	3-14-5	247-1209	3丁目(12-22、29-37)
	久保田 亨	4-22-1	247-8501	4丁目(22-48番)
	大石 厚	4-19-2	250-2867	4丁目(1-21番)
主任児童委員	行本 住枝	5-15-7	250-5271	5丁目
	土屋 良重	3-8-3-204	248-8838	森の里全域
	大塚 真由美	3-12-4-405	248-5300	森の里全域
森の里二丁目子ども会育成会 会長	葉師寺 恵美	2-28-20	250-3307	
子ども育成連絡協議会校区 会長	馬場 富親	1-13-20	248-4787	
青少年指導員	山本 星子	1-25-6	247-5820	
	勝木 陽一	2-11-7	247-2654	
	中島 道夫	2-2-3-102	248-8383	
	森田 尚子	3-11-3	248-6913	
	岩崎 正昭	4-6-9	247-8160	
	南谷 晶	5-10-3	247-1475	
青少年相談員	林 孝一	2-3-1	248-2613	幹事・代表
	塚本 由美子	1-29-1-405	248-5131	
	北川 晴久	3-12-1-103	249-6515	
	斉藤 茂	4-3-7	270-6611	
交通安全指導員	加藤 守利	3-22-7	247-7479	支部長
	飯島 登喜夫	3-30-4	248-1879	副支部長
	飯田 芳美	4-3-14	249-6936	
	大沼 浩治	1-28-5-204	247-7805	
	座本 晃	4-5-16	248-7173	
森友会(宝泉会) 会長	鹿野 健	1-3-8	248-8338	
健康あつぎ普及員 二丁目普及員	梁田 幸恵	2-13-15	247-6142	
防災指導員	新郷 道人	3-18-4	248-2259	
	小坂 宗利	1-9-1	247-5918	
二丁目厚木市自主防災隊防災推進委員	平野 英雄	2-23-10	247-3396	2007/4/1 - 2009/3/31
	佐藤 茂	2-22-1	248-6544	2008/4/1 - 2010/3/31
体育振興会会長 委員 委員	野村 進	1-29-6-204	247-1899	
	村木 富士	2-13-6	248-4142	
	水谷 茂喜	2-35-6	250-2727	
文化振興会委員	名和野 勉	2-5-16	247-6860	
	新井 清子	2-27-1	250-1950	
	石橋 弘道	2-24-5	248-4037	
	白水 すみ子	2-32-5	247-6116	
	磯上 千代子	2-23-9	248-4661	
	広瀬 孝夫	2-28-9	250-3219	
	吉田 崇	2-29-26	250-3197	文化
	岸 博義	2-19-14	247-0438	文化
	寺尾 洋一	2-23-8	248-1873	文化
	中本 益雄	2-30-6	248-7974	文化
森の里まつり世話人会 会長 副会長	野口 勝生	3-8-1-104	248-0051	
	名和野 勉	2-5-16	247-6860	

(資料7)

森の里二丁目自治会関係窓口案内 -こんな時は?-

事由	対応者	住所	電話	対応期間	
自治会館使用 申し込み	総務部長	森 正雄	20-9	247-8253	4月～9月
		田中 智明	1-3-202	248-5885	10月～3月
街灯切れ	交通防犯防災部長	佐々木文得 吉田 俊二	27-8 1-6-301	248-1960 248-6550	一年間
訃報	当該班長→ 副会長	今西 正徳	5-4	248-4844	一年間
入・退会、 休会時連絡	当該班長→総務	森 正雄	20-9	247-8253	4月～9月
		田中 智明	1-3-202	248-5885	10月～3月
新生児誕生 窓口	当該班長→総務	森 正雄	20-9	247-8253	4月～9月
		田中 智明	1-3-202	248-5885	10月～3月
増改築時	建築協定委員長 " 副委員長	佐々木文得	27-8	248-1960	一年間(下記 書式で受付)
		堀 庄一郎	25-1	247-5193	
子供会窓口	副会長 (文化部長兼務)	吉田 崇	29-26	250-3197	一年間
森友会(宝泉 会) 窓口					

建築協定及びまちづくり関係相談願い

平成 年 月 日

森の里二丁目建築協定運営委員会 殿

森の里二丁目まちづくり協定運営委員会 殿

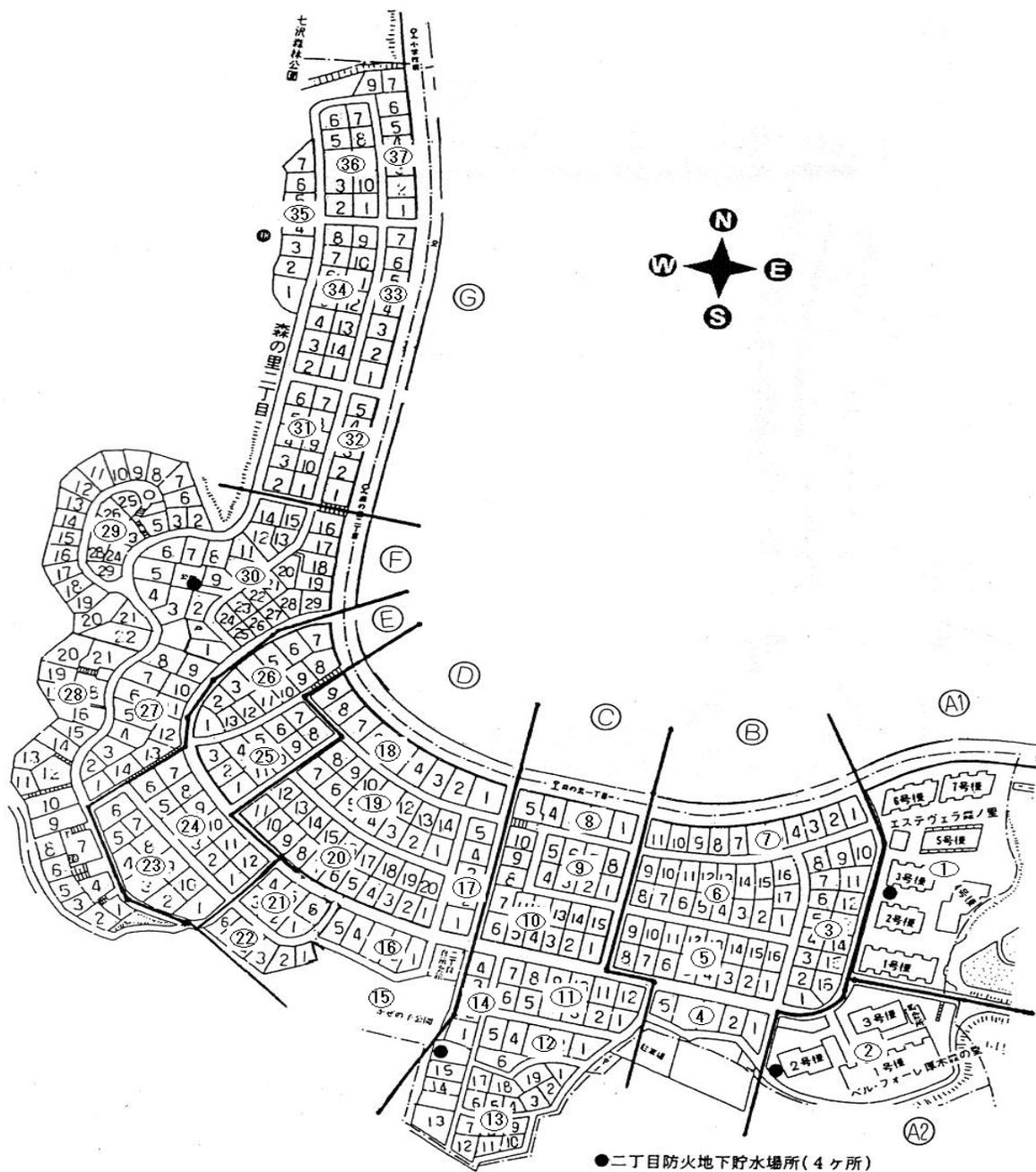
相談者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

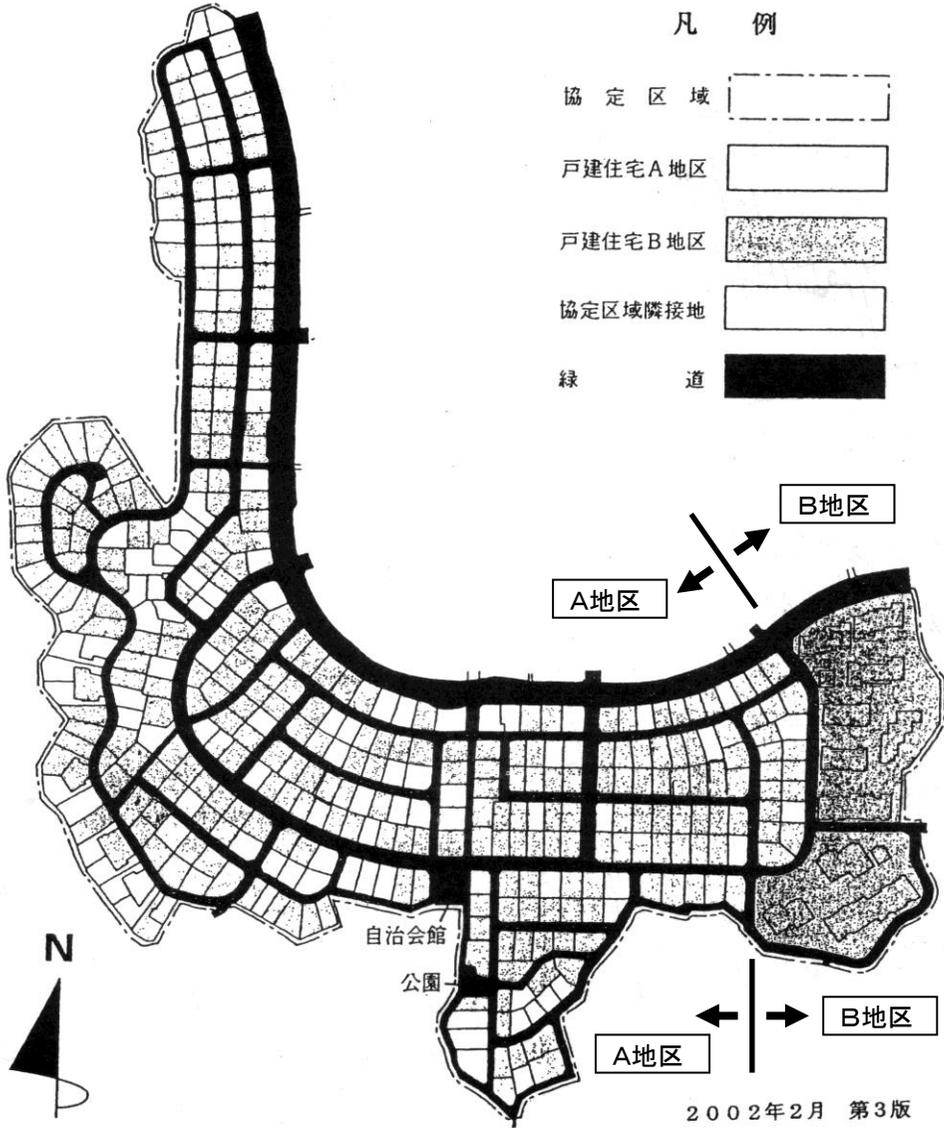
【 相談内容 】


(資料 8) 森の里二丁目自治会地図



(資料9)

# 森の里二丁目建築協定区域図



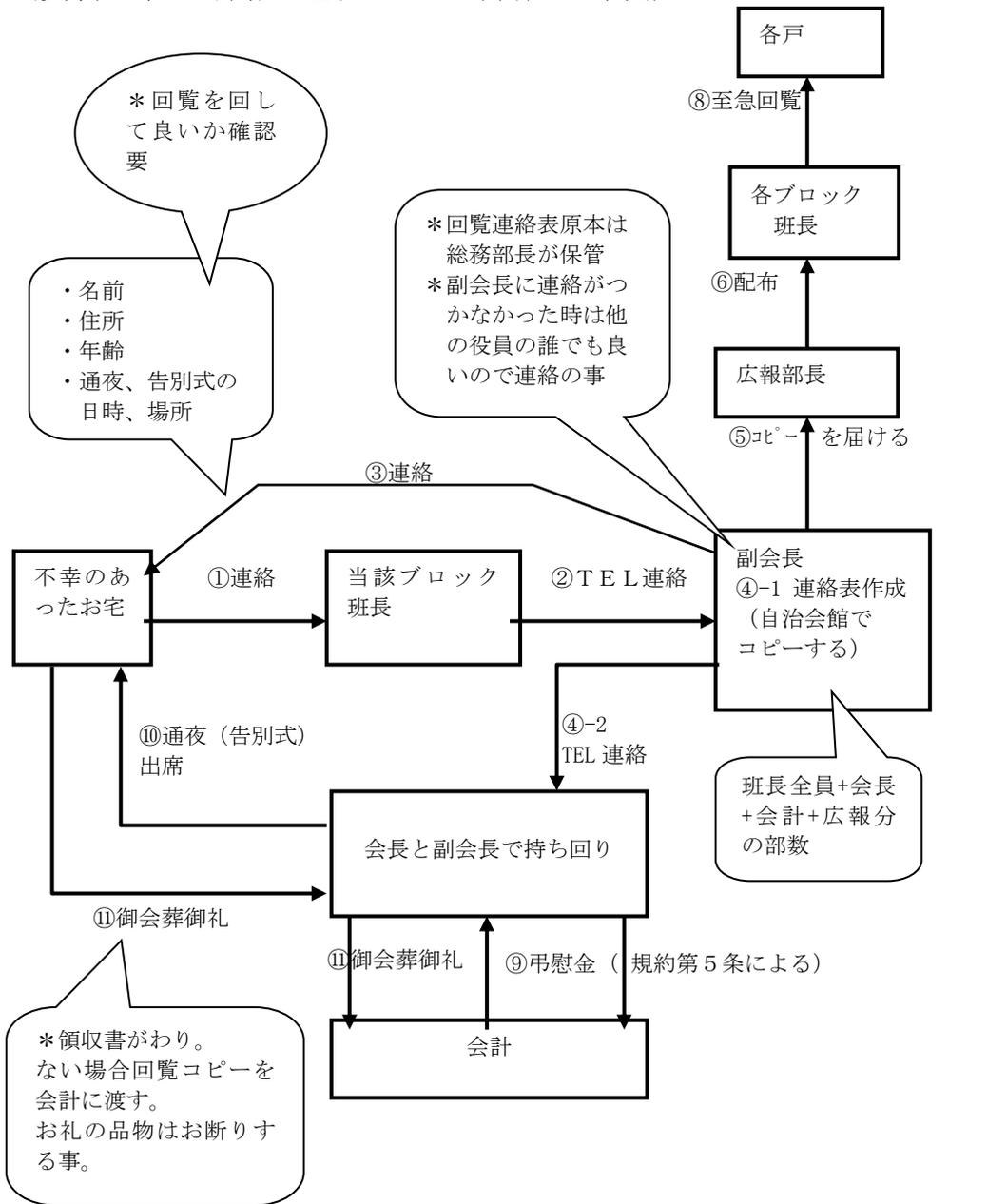
(資料 10)

森の里二丁目会長・副会長の役割分担

(H20 年度)

	二丁目自治会 各種役職	厚木市・森の里地区 役職
会長	<ul style="list-style-type: none"><li>・二丁目自主防災隊長</li><li>・自治会館館長</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・森の里地区自治会連絡評議会委員</li><li>・市役所との交付金申請窓口</li></ul>
副会長	<ul style="list-style-type: none"><li>・訃報連絡窓口</li><li>・二丁目自主防災隊副隊長</li><li>・建築協定委員</li><li>・自治会館運営管理委員長</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・森の里地区自治会連絡協議会副委員</li><li>・地域福祉推進委員</li><li>・青少年健全育成会委員</li></ul>
副会長 (文化部長兼務)	<ul style="list-style-type: none"><li>・子供会窓口</li><li>・森友会(宝泉会)窓口</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・森の里地区自治会連絡協議会副委員</li></ul>
副会長 (交通防犯防災兼務)	<ul style="list-style-type: none"><li>・建築協定運営委員長</li><li>・まちづくり協定運営委員長</li><li>・二丁目自主防災隊副隊長</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・森の里建築協定連絡会幹事</li><li>・森の里地区自治会連絡協議会副委員</li></ul>

(資料 11) 訃報の連絡ルート (平成 20 年度)



会長	佐藤 美枝子	11-11	248-5356
副会長	今西 正徳	5-4	248-4844
会計	浅野 孝晶	2-1-101	247-2585
広報	田村 洋二	31-7	247-5858

コピー部数 (39部)  
内訳  
班長 (36)  
会長 (1)  
会計 (1)  
広報 (1)

## (資料 12)

# 厚木市立森の里小学校避難所運営委員会要綱

### 1、本会の名称

「厚木市立森の里小学校避難所運営委員会」と称する。

### 2、本会設置の目的

大災害(地震等)が発生した場合、厚木市立森の里小学校は指定避難所としての役割を果たす。

本会は、厚木市地域防災計画避難所運営の趣旨に従い、指定避難所の円滑な運営を図っていくことを目的に設置する。

### 3、本会の構成員

- (1) 地 区・・・森の里地区自主防災隊長  
森の里地区防災指導員  
森の里地区防災推進委員  
その他自治会推薦者等
- (2) 市役所・・・地区担当班職員(避難所班担当職員)
- (3) 学 校・・・教頭、PTA会長等

### 4、本会の役員

本会には次の役員を置く。

委員長 1 名      副委員長 2 名      庶務 3 名      班長 7 名

### 5、役員を選出

役員を選出は構成員の互選による。

### 6、役員職務

- (1) 委員長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時はその職務を代行する。
- (3) 庶務は記録、通知、会計等の事務を掌る。
- (4) 各班長は、班を総括する。

### 7、本会の事務局

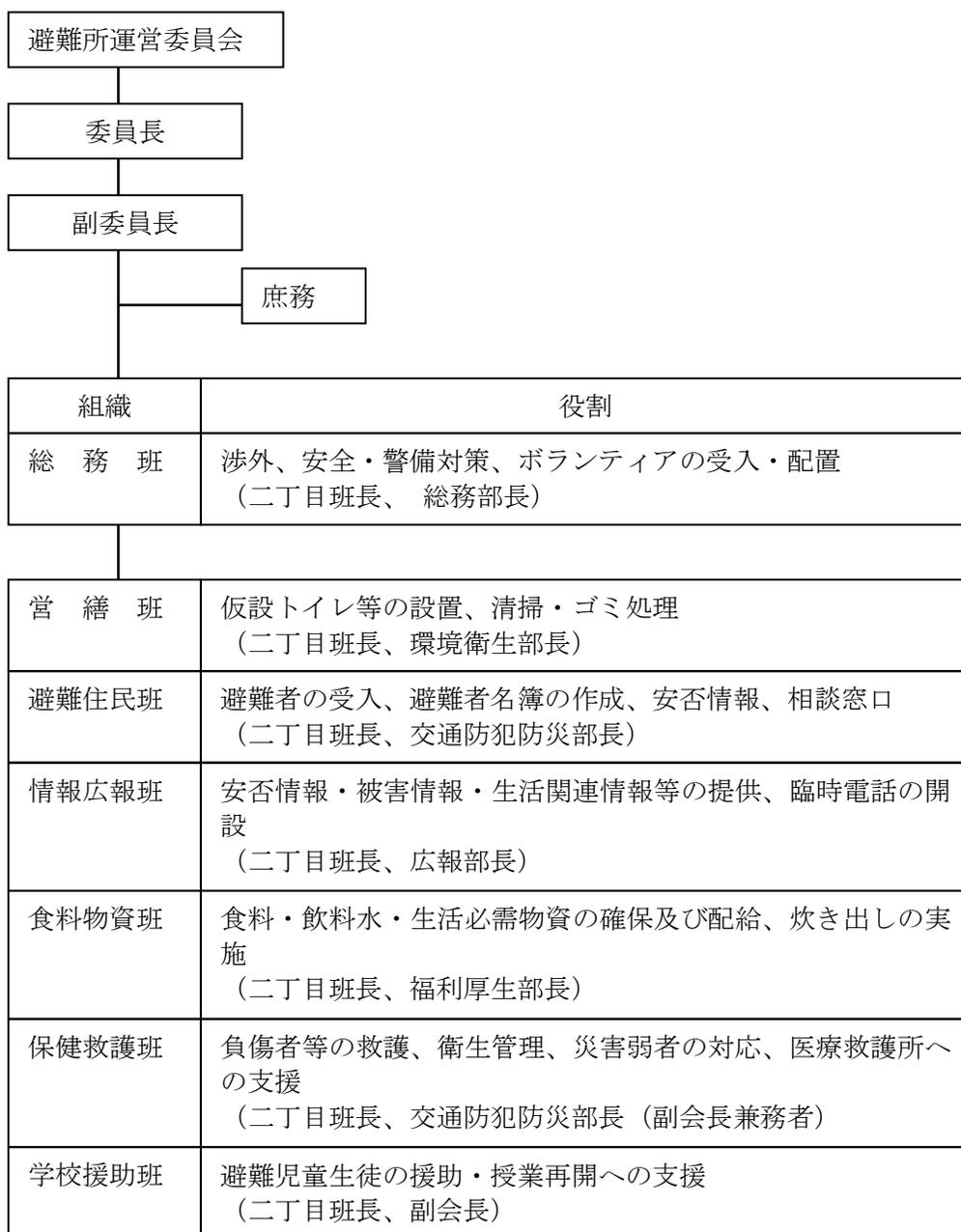
本会の事務局を委員長宅に置く。

### 8、本会の活動

本会は避難所開設時における運営活動とともに、次の事項について協議し活動する。

- (1) 運営マニュアル作成に関すること
- (2) 情報交換、連絡体制に関すること
- (3) 避難所に必要な資機材等備蓄物資の維持管理に関すること
- (4) 訓練に関すること
- (5) その他、本会の目的の達成に必要な活動

## 9、本会の組織と役割



## (資料 13)

# 森の里地区安心・安全なまち会議規程

### (趣旨)

第 1 条 地域住民が安心して暮らすことができる環境づくりに、地域住民が自ら取り組んでいくため、森の里地区安心・安全なまち会議（以下「会議」という。）を組織する。

### (所掌事項)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項に取り組む。

- (1) 安心して生活できる環境づくりに関すること。
- (2) 公共施設（道路、公園等を含む。）の安全確保に関すること。
- (3) 火災予防等の推進に関すること。
- (4) その他安心で安全なまちづくりに関すること。

### (委員)

第 3 条 会議の委員は、次の各号に定める者をもって充てる。

- (1) 森の里地区自治会連絡協議会会長
  - (2) 森の里 1 丁目自治会長
  - (3) 森の里 2 丁目自治会長
  - (4) 森の里 3 丁目自治会長
  - (5) 森の里 4 丁目自治会長
  - (6) 森の里 5 丁目自治会長
  - (7) 森の里地区青少年健全育成会連絡協議会会長
  - (8) 青少年指導員代表
  - (9) 青少年相談員森の里地区幹事
  - (10) 森の里小学校 PTA 会長
  - (11) 森の里中学校 PTA 会長
  - (12) 森の里小学校区子ども会育成会連絡会会長
  - (13) 交通安全指導員協議会森の里支部長
  - (14) 防災指導員代表
  - (15) 消防団第 6 分団副分団長
  - (16) 森の里地区ふるさとづくり推進協議会会長
- 2 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (議長等)

第 4 条 会議に、議長及び副議長を置き、委員の互選により定める。

- 2 議長は、会議を代表し、会議の運営に当たる。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

(事務局)

第6条 会議の庶務は、森の里地区市民センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

## (資料 14)

### 森の里二丁目団体活動補助金支出要綱

#### (目的)

第1条 この要項は森の里二丁目自治会規約第4条に基づき森の里二丁目自治会（以下、自治会という）内の子供会並びに老人クラブ（以下、団体という）活動補助金（以下、補助金という）を支出することで、団体の円滑な運営と活性化を図ることを目的とする。

#### (補助金限度額)

第2条 自治会は団体に対して1団体、年間12万円を限度として補助することができる。

#### (支出手続)

- 第3条 団体の長は、毎年4月末日までに当該年度の予算兼事業計画書（別紙、様式1号）及び会員名簿（別紙、様式2号）を自治会長に提出しなければならない。
- 2 自治会長は自治会役員会（以下、役員会という）に諮って、5月末日までに団体の長に補助金決定通知書（別紙、様式3号）を交付しなければならない。
  - 3 団体の長は補助金決定通知書を自治会の会計担当に提出し、補助金を受領する。
  - 4 役員会が必要と認めた場合は、団体は役員会の聴聞に応じなければならない。

#### (報告義務)

第4条 団体の長は毎年4月末日までに事業完了報告兼決算書（別紙、様式4号）に、領収書の写しを添付して自治会長に提出しなければならない。

#### (連絡会の開催)

第5条 自治会長は団体の連携と調整を図るため、必要に応じて役員会と団体の役員との連絡会を開催するものとする。

#### 付則

第1条 この要項に改正の必要が生じた場合は、自治会長は役員会に諮って決定する。

第2条 この要項は平成16年4月1日から施行する。